

2023.11月号 第449号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

まずは電話でご相談ください

相談専用ダイヤル：072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を！

注文した覚えのないカニが送られてきた！

— 受け取らないで! お金を支払わないで! —

カニなどの購入機会が増える年末にかけて、注文していない海産物を一方的に送り付け、代金を請求する送り付けトラブルが増加する傾向にあります。

要冷蔵・要冷凍の荷物が届いても、注文した覚えのない場合や差出人の記載が無い場合は受け取りを拒否する等、落ち着いて対応しましょう。

 **もし受け取ってしまったら、開封前にまず確認！**

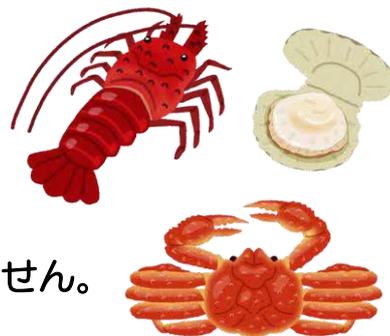
家族や知人からの贈答品ではないですか？

インターネット通販では、送り主の氏名が書かれずに届くことがあります。心当たりがないか確認しましょう。



業者からカニなどの海産物の購入について電話で勧誘されたことはないですか？

- ・電話で勧誘された場合は、クーリング・オフができます。
- ・一方的に送られてきた場合は、支払い義務はありません。



 **未開封であれば宅配業者に「受け取り拒否」の連絡をしてみましょう！**

裏面に続きます

枚方市立消費生活センターへのご相談については、まずは電話でご相談ください。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務はありません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。業者から請求されても、応じないようにしましょう。

その3：誤って支払ってしまったら、すぐ相談

支払義務があると誤解して支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

不安に思ったり、トラブルになった場合は、消費生活センターにまずは電話でご相談ください。



消費生活センター

●消費生活セミナー

「キャッシュレスってなに？」

日時：令和5年11月17日(金) 午前10時30分～正午

場所：枚方市立消費生活センター 研修室

講師：近畿財務局職員

対象：市内在住・在職・在学の方

参加費：無料

定員：20人(事前申し込み制、先着順)

手話/保育(1歳以上の未就学児)：

いずれも11月8日(水)までに要予約

申込：11月1日(水) 午前10時から

電話・FAX 受付 072・844・2433

メール受付：shouhi-cen@city.hirakata.osaka.jp



●石けんキャンペーン

&廃油回収(食用) 予定

【11月】

日時：11月5日(日)

午前10時00分～午後3時

場所：穂谷川清掃工場
(環境フェスタ ひらエコまつり)

日時：11月21日(火)

午前10時30分～正午

場所：南部生涯学習市民センター



※家庭用食用油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。



『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。